

○自殺総合対策について

1 新大綱に掲げられた事項の次期計画への反映について（事務局案）

国は新たな自殺総合対策大綱（以下「新大綱」といいます。）を策定し、令和4年10月14日に閣議決定されました。

自殺対策基本法では、市町村は、大綱及び地域の実情等を勘案して「地域自殺対策計画」を策定するものとされています。そのため、現在策定作業を進めている次期計画案に新大綱に示された方針等を反映させる必要があります。

なお、計画策定に係る時間的な制約から新大綱に掲げられた項目を具体的な施策に落とし込むのは現実的に困難であることから、新計画の「基本理念」の部分に新大綱に示された考え方を盛り込むとともに、その他必要な施策については、「計画期間中に取り組む施策」として掲げ、計画期間内での検討から実施を目指すものとしたいと考えています。

以下、新大綱に掲げられた事項のうち、次期計画に関係するものについて概要及び論点等をまとめました。

2 自殺総合対策の基本理念（新大綱第1関係）

新大綱では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ため、自殺対策は「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」それぞれにおいて総合的に推進するものとし、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出すとしています。

《参考》

地域の実情

- ① ニーズ（要望ではなく課題解決のために必要な具体的な支援の内容）
- ② 資源（財源、マンパワー、地域互助基盤など）
- ③ 体制（施策を展開するための地域全体を捉えた支援体制の構築）

【論点】

次期計画の基本理念（案）では現行計画の「地域包括ケアシステムの機能強化による自殺防止対策の推進」を踏襲することを提案していますが、自殺対策により実現を目指す「地域のあるべき姿」をより具体化させるため、新大綱の基本理念を織り込む必要があるのではないか？

★対応案：新計画の「基本理念」に記載

3 基本認識（新大綱第2関係）

施策の立案・展開の前提となる自殺の現状認識等について、新大綱では次の事項を示している。

- (1) 自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があること。
- (2) 自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺はその多くが追い込まれた末の死」ということができること。
- (3) 年間自殺者数（全国）は減少傾向にあるが、女性や小中高生の自殺は増加しており、深刻な状況が続いていること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進が必要であること。

【論点】

ア 自殺に追い込まれる経路（プロセス）については、後述の「SOSの出し方」や、その支援施策に関連するため、一体的に議論する必要があるのではないか？

イ 女性や小中高生の自殺対策については独立した取組を検討する必要があるのではないか？

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により得られた「社会的な教訓」の分析を踏まえた取組を検討する必要があるのではないか？

★対応案：「計画期間中に取り組む施策」に記載

4 新大綱における自殺総合対策の基本方針（新大綱第3関係）

- (1) 生きることの包括的な支援
自殺 ＝ 防ぐことのできる社会的問題（WHO）
包括的な支援 ＝ 誰ひとり取り残さない
- (2) 阻害要因を減らし、促進要因を増やす
- (3) 様々な分野の「生きる支援」との連携強化

【論点】

これらの事項は次期計画施策案の必要性や根拠の補強材料として盛り込む必要があるのではないか？

★対応案：各施策の説明事項に加筆

5 関連施策との連携強化（第3の2関係）

- (1) 精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組
- (2) 地域共生社会と生活困窮者支援との連携

《参考》

社会・経済的な視点

… 自治体では「納税相談」、「生活保護」、「各種給付」の場面が想定される。

【論点】

- ア 包括的な取組を実現するための人材育成の取組が必要ではないか？
 - イ 地域共生社会の実現に向けた取組（重層的支援体制整備事業）との関連性を明示する必要があるが、具体的な連携施策を記載することができるか？
 - ウ 「社会保険離脱時の調査」など、現行計画では十分な成果が挙げられていない事項が、第2次生活困窮者自立支援計画（令和2年度）には「早期発見のための取組」として掲げられているため、計画間の整合を図る必要があるのではないか？
 - エ 連携の実効性を確保するため、施策における「連携の定義」が必要ではないか？
- ★対応策：「第5章計画の推進体制」の中で検討

6 事前対応及び更に前の段階での取組（第3の3関係）

- (1) 自殺対策に係る3つのレベルで効果的な施策を講じる
※3つのレベル
…（前出）対人支援のレベル、地域連携のレベル、社会制度のレベル
- (2) SOSの出し方に関する教育

【論点】

「SOSの出し方」についての具体的な施策は、教育と支援を一体的に議論し、重点的な施策の一つに位置づける必要があるのではないか？

★対応策：「第4章 施策のイメージ（SOSの経路）」で検討